

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：

令和8年7月31日公表

群馬県 知事部局・議会事務局、各種委員会

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	92.1	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.8	%
全職員	85.0	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	101.9	%
本庁課長相当職	96.8	%
本庁課長補佐相当職	106.0	%
本庁係長相当職	97.2	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	98.4	%
31～35年	96.6	%
26～30年	96.1	%
21～25年	92.1	%
16～20年	91.5	%
11～15年	94.1	%
6～10年	94.3	%
1～5年	93.4	%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

・給与には、いわゆる基本給である給料に加え、諸手当（期末・勤勉手当、時間外勤務手当等）が含まれる。このうち扶養手当や住居手当については、世帯主や住居の契約者に支給している場合が多いため、相対的に男性の給与が高い傾向にある。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

・本項目の主たる対象職員である「①再任用職員等※１」及び「②会計年度任用職員※２」それぞれの男女の給与の差異は、①98.2%、②101.3%となる。

※１ 定年退職者等で１年以内の任期で任用される本格的な業務を行う常勤又は非常勤の職員

※２ 一会計年度を超えない範囲内で任用される主に補助的な業務を行う非常勤の職員

【全職員】

・会計年度任用職員を除いた男女の給与の差異は、93.2%である。

※いずれの職員区分も勤務時間に応じて職員数を換算している。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

※知事部局、議会事務局、各種委員会を合算した数値である。

※割合の算出方法は下記のとおりである。

性別 職員区分	女性	男性	男女の給与の差異
任期の定めのない 常勤職員	$\frac{\text{給与総額 (A)}}{\text{人員数 (B)}} \\ = \text{平均年間給与①}$	$\frac{\text{給与総額 (C)}}{\text{人員数 (D)}} \\ = \text{平均年間給与②}$	$\text{①} / \text{②} \times 100$
任期の定めのない 常勤職員以外の職員	$\frac{\text{給与総額 (E)}}{\text{人員数 (F)}} \\ = \text{平均年間給与③}$	$\frac{\text{給与総額 (G)}}{\text{人員数 (H)}} \\ = \text{平均年間給与④}$	$\text{③} / \text{④} \times 100$
全職員	$\frac{\text{給与総額 (A + E)}}{\text{人員数 (B + F)}} \\ = \text{平均年間給与⑤}$	$\frac{\text{給与総額 (C + G)}}{\text{人員数 (D + H)}} \\ = \text{平均年間給与⑥}$	$\text{⑤} / \text{⑥} \times 100$

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度	
管理的地位にある職員	18.1	%

【説明欄】

管理監督職の候補として考えられる50歳以上の女性職員については、男性職員と比較して絶対数が少ない。職員数に占める女性職員の割合を見ると、50歳代では約25%であるが、40歳代及び30歳代では30%強となり、さらに20歳代では約40%を占めている。若年層ほど女性の割合が高くなっており、今後、管理監督職員の候補となる女性職員はますます増加してくると思われる。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度	
本庁部局長・次長相当職	19.5	%
本庁課長相当職	18.4	%
本庁課長補佐相当職	23.2	%
本庁係長相当職	32.3	%

【説明欄】

上記に同じ。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度	
男性	92.5	%
女性	100.0	%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度	
男性	—	%
女性	100.0	%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0.0 %	0.0 %	— %	0.0 %
1 週間以上 2 週間未満	1.0 %	0.0 %	— %	0.0 %
2 週間以上 1 月以下	41.4 %	1.8 %	— %	0.0 %
1 月超 3 月以下	28.3 %	0.0 %	— %	0.0 %
3 月超 6 月以下	15.2 %	1.8 %	— %	0.0 %
6 月超 9 月以下	3.0 %	5.4 %	— %	0.0 %
9 月超 12 月以下	11.1 %	35.7 %	— %	100.0 %
12 月超 24 月以下	0.0 %	50.0 %	— %	0.0 %
24 月超	0.0 %	5.4 %	—	—

【説明欄】

会計年度任用職員（男性）については、取得対象者がいなかった。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

■知事部局

区分	令和7年度	
内部部局等	15.6	時間／月
内部部局等以外	10.1	時間／月

■議会事務局

区分	令和7年度	
内部部局等	5.7	時間／月
内部部局等以外	—	時間／月

■人事委員会

区分	令和7年度	
内部部局等	14.2	時間／月
内部部局等以外	—	時間／月

■監査委員

区分	令和7年度	
内部部局等	3.1	時間／月
内部部局等以外	—	時間／月

【説明欄】

特定事業主行動計画において、任命権者ごとの時間外勤務時間数の数値目標を定めていることから、本項目については任命権者ごとの数値を公表する。